

産業廃棄物処理計画書

令和6年 4月 1日

広島市長

提出者

住所 広島市東区福田1丁目831-1

氏名 株式会社 大建産業

代表取締役 菅原 博之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-899-9600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大建産業
事業場の所在地	広島市東区福田1丁目831-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D07 職別工事業（設備工事業を除く）
②事業の規模	受注高 ¥246,000,000-（税込） （令和6年度）※概算
③従業員数	15名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（工事現場）→収集・運搬→処分（処分業者） 産業廃棄物処理場→収集・運搬→処分（再生処分業者等）

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	3.3	2.805									3.3	2.805			3.3	2.805				
汚泥																				
廃油	500	425									500	425			500	425				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	14.98	12.733									14.98	12.733			14.98	12.733				
紙くず	0.9	0.765									0.9	0.765			0.9	0.765				
木くず	144.24	122.604									144.24	122.604			144.24	122.604				
繊維くず	2.388	2.388									2.388	2.388			2.388	2.388				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	7.3	6.205									7.3	6.205								
鉱さい																				
がれき類	510.29	433.746									510.29	433.746			510.29	433.746				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	51.887	44.103									51.887	44.103								
石綿含有産業廃棄物	5	4.25									5	4.25			5	4.25				
廃石膏ボード	20.3	17.255									20.3	17.255			20.3	17.255				
合計	1260.585	1071.854	0	0	0	0	0	0	0	0	1260.585	1071.854	0	0	1201.398	1021.546	0	0	0	0

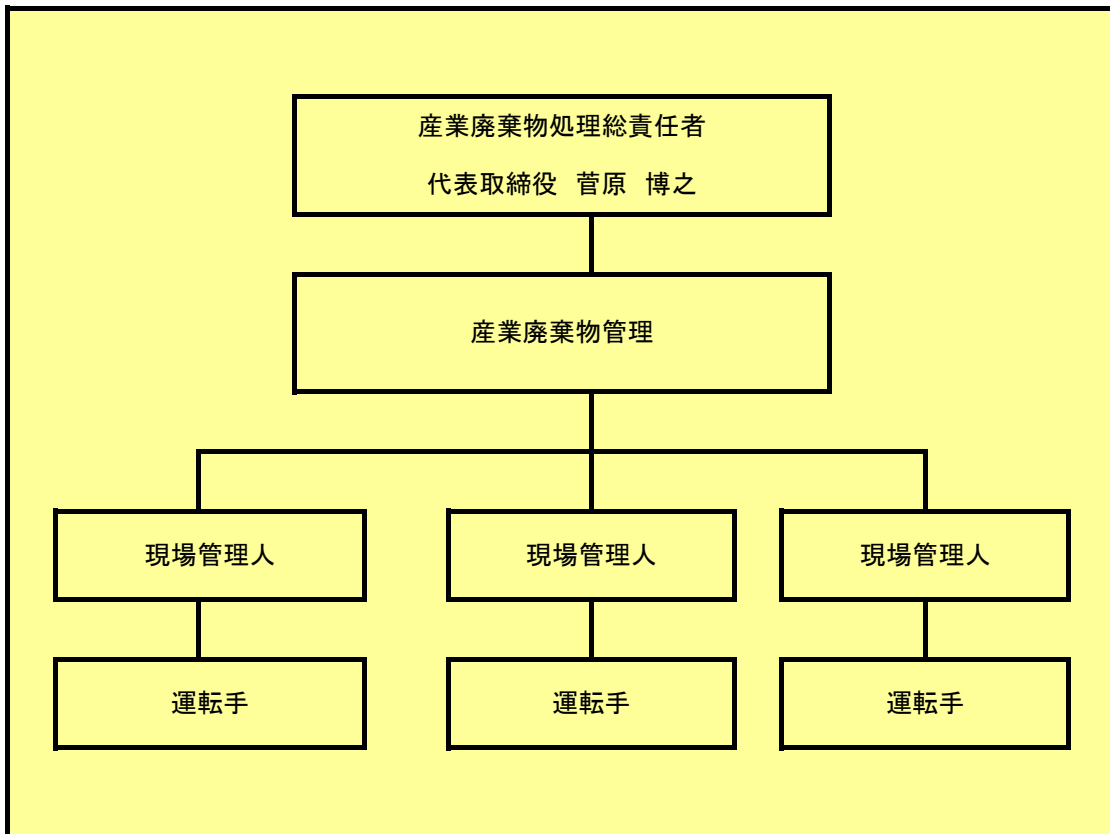
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>分別解体を細かくし、産廃の搬出量を抑える。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後もこれまでと同様の抑制に関する取り組みを行う。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、木くず、廃プラスチック類等、各現場にて種類毎に分別する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後もこれまでと同様の取り組みを行う。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する予定はない。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する予定はない。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する予定はない。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、再生処分業者と適正に委託契約書を締結し、 その他の品目に関しても同様に契約を締結している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も再生処分業者と適正な産廃契約を締結する。</p>